

高槻市新文化施設管理運営計画 - 概要版 -



※東側外観パース（参考イメージ）

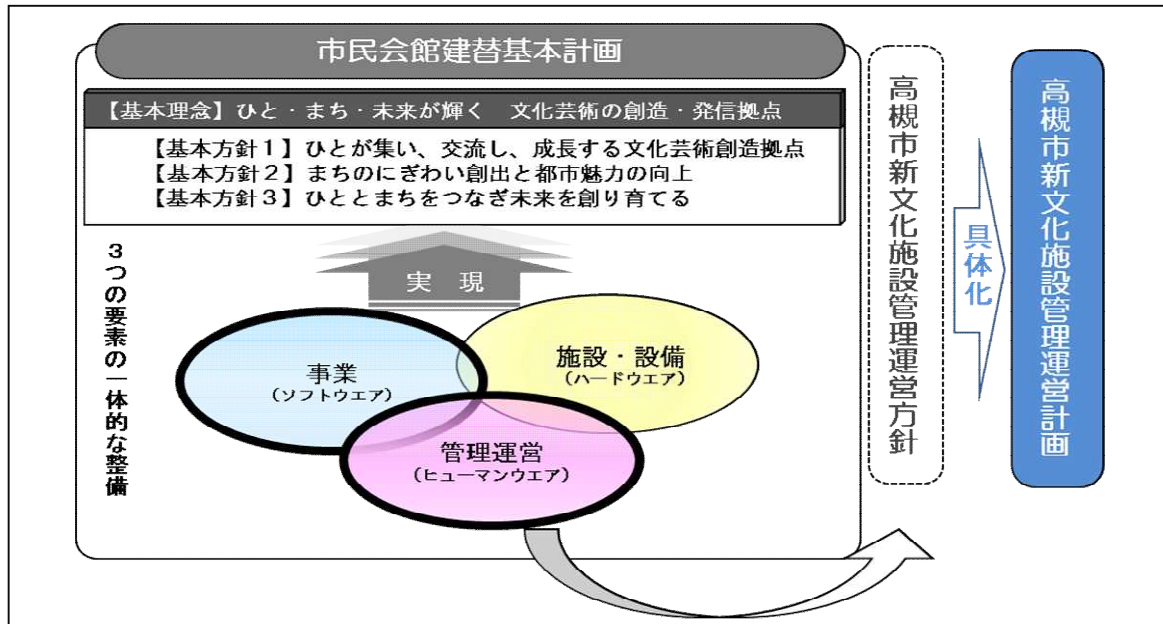
1 基本的な考え方

(1) これまでの検討経緯

「高槻市立市民会館建替基本計画（平成 27 年（2015 年）2 月策定）」（以下「基本計画」という。）や、「高槻市新文化施設管理運営方針（平成 28 年（2016 年）2 月策定）」（以下「管理運営方針」という。）に基づき、ソフト面の検討を進めてきました。一方、設計にも着手し、平成 29 年（2017 年）6 月及び 12 月に中間報告を発表しています。

(2) 管理運営計画の位置づけ

本計画は、管理運営方針で示した事業（ソフトウェア）及び管理運営（ヒューマンウェア）の考え方を踏まえ、具体的な運営方法や事業計画等を示すものです。

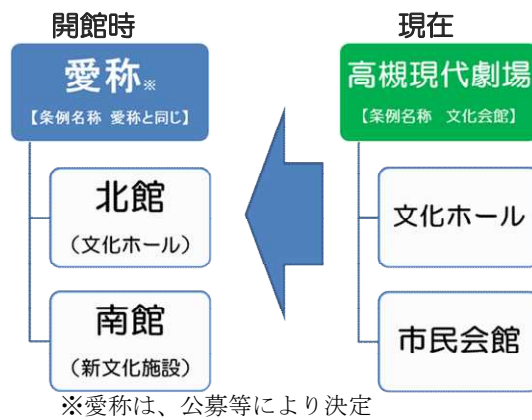


(3) 施設の名称・ロゴについて

新文化施設と文化ホールを一体管理するため 2 棟を総称する愛称を公募等により決定します。

愛称を定着させるため、各棟には右図のように簡素化した名称を設定します。

併せてロゴは、公募を検討するほか、ホール等へのネーミングライツの導入を検討します。



※愛称は、公募等により決定

2 事業計画

(1) 事業計画

新文化施設では、本市の文化施策を実現する場として、「高槻市文化振興ビジョン」の考え方を踏まえた事業展開を検討します。

◆事業方針（基本計画）

- 1 誰もが文化芸術に親しめる機会の充実
- 2 高槻の魅力となる文化芸術の創造・発信
- 3 文化芸術活動を通じた地域のにぎわい創出

◆年間事業モデル

事業	内容	実施場所
(1) 鑑賞事業	●オーケストラ、バレエ、ミュージカル、ポップス、演劇、伝統芸能など ●室内楽やソロ演奏、演劇、落語など	大ホール 中ホール 小ホール
(2) 創造事業	●アーティストと市民による作品創造事業 ●プロによる高槻オリジナル作品の制作など	大ホール 中ホール スタジオ
(3) 普及育成事業	●身近な場所で、子ども、高齢者、障がい者など、様々な立場の人を対象とした事業 ●地域や学校など施設外へのアウトリーチ ●人材育成事業や、文化活動の様々な課題を相談できる窓口など ●バックステージツアーなどの体験型事業	大ホール 中ホール 小ホール スタジオ 施設全体
(4) 交流連携事業	●地域で活動する方が参加できるフェスティバル型公演や、市民がプロと共演する公演など ●市内のイベント、周辺にある商業施設、歴史館等と連携するほか、屋外空間や公園を活用したイベントなど	大ホール スタジオ ロビー空間 屋外空間
(5) 情報発信事業	●情報誌発行・ホームページの活用のほか、会員制度の在り方の検討、情報コーナーの運営など	—
(6) 施設提供事業	●市民や団体等への施設提供 ●市民や文化芸術団体等が企画・制作した公演への支援のほか、興行事業者等との協力	—

(2) 中長期の事業計画

中長期事業計画は、新文化施設の継続的な活動において指針となるものです。

社会状況の変化に対応できるよう、「高槻市文化振興ビジョン」などの文化施策の方向性に応じた計画としていきます。また、新文化施設の事業展開及びその成果にあわせて修正できるよう、弾力的な計画とし、指定管理期間に合わせ、概ね 5 年ごとに事業の成果を評価し、目標設定や予算配分等の見直しを図ります。

開館前	開館初期	中長期
施設の認知度や新文化施設への期待感を高め、開館後の来場へとつなげる	通常年度に比べ充実した事業展開により、市内外へ発信し、イメージ形成を図る	蓄積されたノウハウやネットワークにより、更なる裾野の拡大、市内外への発信、地域のにぎわい創出を図る

(3) プレ事業・開館記念事業の実施計画

市、指定管理者、市民と共同して実施する事業など役割分担し、効果的な事業展開を図ります。

①プレ事業（想定）

- ホームページ、チラシ、ポスターなど様々なツールによる広報宣伝事業
- 市民とのプレ事業の共同開催
- 広報宣伝を兼ねたアウトリーチ事業
- 開館記念事業につながる市民参加型公演の準備
- 竣工から開館までの期間を活用したお試し利用や見学会など
- 市民会館のクロージングを記念した事業

②開館記念事業（想定）

- コンサート等も交えた開館記念式典
- 舞台開きとして祝祭性のあるこけら落とし公演
- オープニング記念事業を、市制施行 80 周年・中核市移行 20 周年事業と連携して開催

(4) 市民参加の検討

- 開館までの期間を利用して参加手法を検討
- プレ事業への参加など指定管理者との連携

(5) 広報宣伝・マーケティングの計画

①広報宣伝の基本的な考え方

- 顔が見える周知活動から始める
- 事業後の広報に力を入れる
- イメージを伝えるシンボルとしての広報宣伝
- 周辺施設等と連携する
- 広報宣伝活動の記録・集積を事業発展につなげる
- 業務向上のための評価を広報につなげる

②広報の具体的な取組事例

市広報誌／市や高槻現代劇場ホームページ／施設案内パンフレット／チラシ、ポスター／PR 動画／独自ホームページ／メールマガジンや SNS／情報誌／近隣商店、施設等との連携／メディアへの広告依頼 など

(6) 文化事業への評価の在り方

指定管理者へのモニタリングや年度毎の評価を基本とし、文化事業への評価については文化振興審議会へも意見を求め、効果的な事業展開につなげます。

3 組織計画

(1) 運営母体

①指定管理者制度の運用について

- 指定期間は5年間を基本とし、開館前後は円滑に準備できるよう調整を図る
- 管理範囲は新文化施設（地下駐車場含む）、文化ホール、城跡公園中央エリアを基本とする（「4 施設運営計画（2）公園との関連性の検討」参照）
- 施設使用料、駐車場使用料に利用料金制の導入を検討する

②運営母体について

新文化施設の運営母体として（公財）高槻市文化振興事業団の活用を基本に検討します。ただし、『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改革方針（平成29年（2017年）9月策定）に基づく外郭団体の在り方見直しとの整合を図り検討します。

③市内文化施設との一体管理について

新文化施設には、文化振興の中心的役割が期待されるため、その高い専門性等を活かし、生涯学習センターやクロスパル高槻などとの一体的な管理運営を検討する。

(2) 組織体制

①専門性の確保

施設の管理運営の責任者として、他の劇場でのアートマネジメントの経験を十分に有する専門家や事業企画・実施の責任者を経験した者等、専門的な人材を配置します。

②人員配置の考え方

- 大小ホール、大スタジオなど専門的な設備への対応
- 大規模施設の安全管理のため、夜間の職員常駐に対応した人員配置
- 事業展開の充実を図るための人員配置
- 文化ホール、公園、地下駐車場との一体的な管理運営に対応

以上の要素を勘案し、必要となる人員を配置します。

5 収支計画

今後、経営的視点に立ち、適正な使用料価額の設定や外部資金の積極的な獲得により収入確保に努めるほか、投資する経費を最大限に活用し、効果や長期的な成果を生み出せるように努めます。

(1) 収入の概算 (億円)

事業収入	0.3～0.4	自主事業の入場料収入
使用料収入	1.4	新文化施設 0.9 億円、文化ホール 0.5 億円
駐車場収入	0.4～0.6	市民会館・文化ホールの施設利用状況から試算
合計	2.1～2.4	

(2) 支出の概算 (億円)

事業費	0.6～0.7	自主事業に係る経費
人件費	1.2～1.4	事業、総務、施設管理、施設提供等
維持管理費	3.8	新文化施設 1.8 億円、文化ホール 0.9 億円 舞台技術委託費 1.0 億円、駐車場 0.1 億円
合計	5.6～5.9	

上記の収支概算となり、市の年間負担額は、**約3.5億円程度**となります。

（多くの変動要素があるため、あくまで現時点での試算です。）

◆寄附・寄贈の検討

新文化施設の開館に向けて、施設整備の情報発信や市内での期待感の醸成を図るため、ふるさと寄附金や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）等の手法を検討します。

4 施設運営計画

(1) 利用規則

以下を基本に検討し、文化ホール、生涯学習センター、クロスパル高槻についても併せて見直しを図ります。

◆開館時間、休館日

開館時間	開館時間 午前9時～午後10時 受付時間 午前9時～午後5時15分
休館日	年末年始／臨時休館／定期休館日を検討

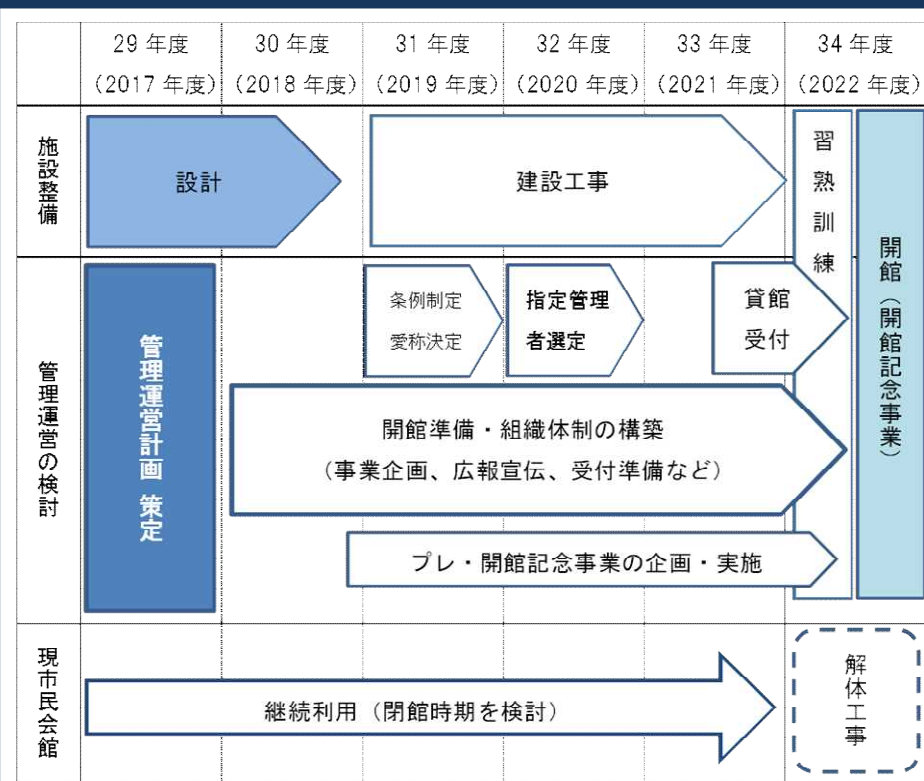
◆駐車場

休館日	通年営業を基本とする。
入退場時間	午前7時～午後11時を基本として検討する。
警備体制	無人（但し、大規模催しの際は臨時警備も検討する。）
料金	・有料を基本とし、周辺駐車場及び市内市営駐車場を踏まえて金額設定を行う。 ・休日料金の設定を検討する。 ・夜間については、防犯上の観点から入退場時間と併せて検討する。

◆利用申込時期・方法等

- 市内の文化施設全体で稼働率向上を目指し、今後の研究等により決定
- 大ホール・小ホールは12ヶ月前から、スタジオは6ヶ月前から受付（規模に応じた申込受付時期を検討）
 - スタジオはホール申請時に優先的に予約可能
 - 支払方法は、現金や口座振替に加え、銀行振込・クレジットカード決済なども検討
 - ホールは午前、午後、夜間の区分単位、スタジオは、区分単位と時間単位での貸出を検討
 - 利用の取消しがあった場合の使用料還付制度の再検討

6 その他の検討項目（開館までの全体スケジュール等）



◆使用料の検討

本市の「施設使用料の見直しに関する指針」（平成29年（2017年）2月策定）に基づき、近隣などの類似施設の事例を参考に料金設定を行います。

【使用料を設定する施設】

大ホール	●楽屋は料金に含み、附属設備は別料金（セット料金も検討） ●客席の利用状況に応じた段階的な料金設定を検討
小ホール	●楽屋は料金に含み、附属設備は別料金（セット料金も検討）
スタジオ	●面積や機能等に応じた料金設定を検討 ●大スタジオは利用形態に応じた料金設定を検討
共用スペース	●1㎡あたりの貸出単価の設定や、利便性を考慮し、あらかじめ定めた貸出面積に応じた定額料金を検討
公園エリア	●都市公園条例に基づいた料金設定により貸出

※このほか利便性を高めるための加算・減算等を検討します。

(2) 公園との関連性の検討

①新文化施設の活用方法

以下の施設は、公園利用者も使用できるように検討します。

トイレ／授乳室・おむつ交換台／駐輪場・駐車場／飲食施設／自動販売機 ほか

②城跡公園の管理運営方法

- 城跡公園の中央エリア及び新文化施設の一体管理を基本とする
- 施設との一体的なイベントに対応するため、指定管理者に公園内行為使用許可の権限を与える
- 平成37年度（2025年度）全面開園に向けて、南北エリアを含めた管理運営方法を再検討

【城跡公園 位置図】



(3) 飲食施設の在り方の検討

- カフェなど様々な業務形態を検討
- 都市公園法第5条に基づく公園施設の管理許可による運営を検討
- 業務形態や営業条件などを事業者へのヒアリングを通して検討

(4) 維持管理計画

「高槻市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期保全計画を作成し、施設の長寿命化とトータルコストの削減や経費の平準化を図ります

(5) 利用者サービス

利用者にとって使いやすい施設となるよう様々なサービスを検討します。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、全ての利用者が使いやすい施設を目指します。

◆具体例

コインロッカー／情報コーナー／ケータリング／駐車場料金の事前精算機／コピー機の設置／利用者相談サービス ほか